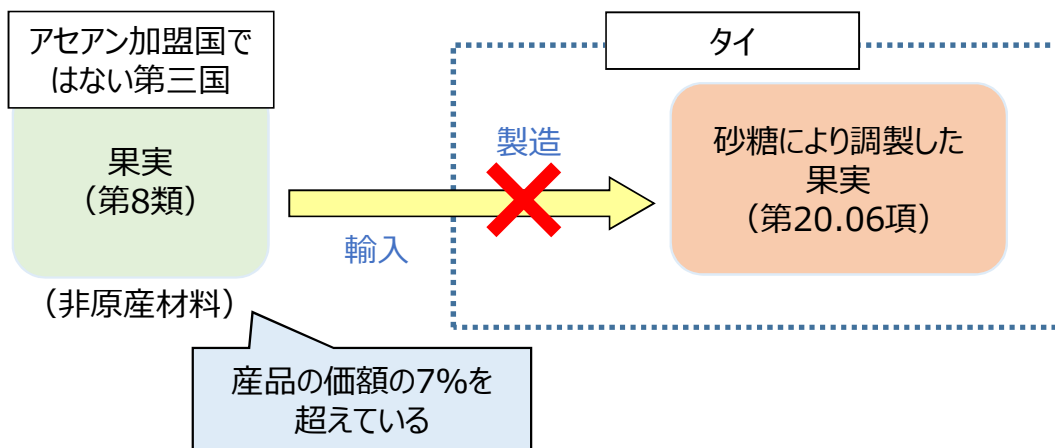


産品名	砂糖により調製した果実	HS番号	第20.06項 (HS2002※) ※2022年1月1日からHS2017
協定名	日タイ協定	特惠符号 (申告時の原産地証明書の記載)	WO (完全生産品)
品目別規則	第20.06項の産品への他の類の材料からの変更 (第7類又は第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第8類の果実を使用していることが判明。当該第8類の非原産材料は、品目別規則に定める東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫されたものではないことから、品目別規則を満たさない。また、当該果実の産品に占める価額割合が7%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できない。したがって、日タイ協定上のタイ原産品と認められない。		



品目別規則を満たすための要件

非原産材料の果実は、アセアン加盟国である第三国で収穫等されていることが必要

僅少の非原産材料を適用するための要件

品目別規則を満たさない非原産材料の価額割合が7%を超えないことが必要